

# 知らないではすまされない！ 中小受託取引適正化法(旧下請法)のポイント講座

旧・下請法が2026年1月に「中小受託取引適正化法」として大きく改正され、適用範囲の拡大や価格協議の義務化、支払ルールの厳格化など、企業実務に影響するポイントが多数生まれています。

また、今回の改正ではこれまでの公正取引委員会による勧告・指導を踏まえ、事業者が問題ないと認識しがちな行為も新たに明確化されています。

本セミナーでは改正の背景から主要ポイント、実務で注意すべき点までをコンパクトに解説し、改めて対応に役立つ知識をわかりやすくお伝えします。ぜひこの機会にご参加ください。

## ●講座内容

1. 下請法改正の背景・経緯
2. 改正下請法の全体像
  - ・ 主な改正項目と企業への影響度
3. 法律名・用語の変更
  - ・ 改正内容の把握
  - ・ 改善点の明確化
4. 下請法適用範囲の拡張
  - ・ 従業員基準の導入
  - ・ 対象取引の追加項目
  - ・ 勧告可能範囲の拡張
5. 価格協議の義務化と注意点
6. 支払いの厳格化
  - ・ 手形支払い等の禁止
  - ・ 遅延利息の対象に減額を追加

## ●開催要項

▽日時 令和8年6月15日(月)13:30~16:20

▽会場 サン・リフレ函館2階大会議室(函館市大森町2-14)

▽講師 行政書士大森法務事務所 代表 大森 靖之 氏

▽受講料 会員1名につき3,000円(非会員10,000円)

※受講料は開催日の前日までにお振込みください。インボイスは当日受講される方へお渡しします。

▽振込先 北洋銀行函館中央支店 普通預金 600560

▽申込先 〒040-0001 函館市五稜郭町16-13函館青色会館3階

公益社団法人函館法人会 TEL:54-9369 / FAX:54-9368

※当会の女性部会では社会貢献活動の一環として社会福祉施設への「タオル」寄贈活動をしております。

寄贈して頂けるタオルがございましたら、セミナー会場でも受け付けておりますので、ご持参頂ければ幸いです。

キリトリ線

公益社団法人 函館法人会 行 (FAX:0138-54-9368)

## 「中小受託取引適正化法(旧下請法)のポイント講座」申込書

会社名		TEL	( )
所在地		FAX	( )
参加者①	参加者②		
参加者③	参加者④		
連絡担当者	無料受講券	<input type="checkbox"/> 利用する ( 枚)	<input type="checkbox"/> 利用しない

下記QRコードからもお申込み頂けます。



※無料受講券ご利用の際は当日会場にご持参ください。

※会場の駐車場は台数に限りがございますのでご注意ください。

尚、駐車券を受付の認証機に通すと2時間まで無料ですが、それ以降は30分につき100円となっておりますので、ご了承ください。

※当会ホームページからお申込みが可能です。 <http://www.hakodate-hojinkai.or.jp/semina/index.html>